

# 大学改革支援・学位授与機構の 次期(第4期)中期目標の方向性について

平成30年12月7日  
文部科学省

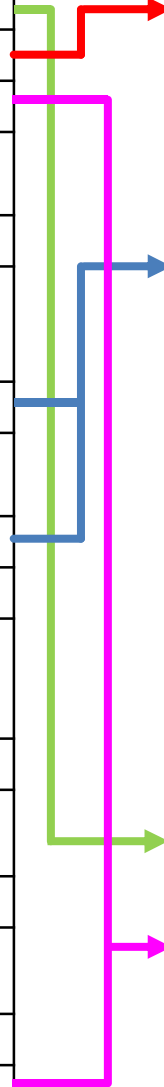
# 1. 構成案

## 第3期(現行)中期目標

(前文)独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の果たすべき役割
I 中期目標の期間(H26.4.1～H31.3.31)
II 業務運営の効率化に関する事項
III 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
1 総合的事項
(1)大学関係者及び有識者等の参画を得た業務運営 (2)自己点検・評価の実施
2 教育研究活動等の評価
(1)大学等の教育研究活動等の状況に関する評価 (2)国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況についての評価
3 施設費貸付事業及び施設費交付事業
(1)施設費貸付事業 (2)施設費交付事業
4 国から継承した財産等の処理
5 学位授与
(1)単位積み上げ型による学士の学位授与 (2)省庁学校修了者に対する学位授与 (3)学位授与事業についての広報
6 質保証連携
(1)大学等と連携した高等教育の質保証に係る取組 (2)国内外の質保証機関等との連携による質の向上への取組
7 調査研究
(1)大学等との教育研究活動等の状況の評価に関する調査研究 (2)調査研究の成果の活用及び評価
IV 財務内容の改善に関する事項
V その他業務運営に関する重要事項

## 第4期(次期)中期目標(案)

I 政策体系における法人の位置づけ及び役割
II 中期目標の期間(H31.4.1～H36.3.31)
III 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
1 大学等の評価
(1)大学等の教育研究活動等の状況に関する評価 (2)国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況についての評価
2 国立大学法人等の施設整備支援
(1)施設費貸付事業 (2)施設費交付事業
3 学位授与
(1)単位積み上げ型による学士の学位授与 (2)省庁学校修了者に対する学位授与 (3)学位授与事業の普及啓発
4 質保証連携
(1)大学連携・活動支援 (2)活動連携・活動支援
5 調査研究
(1)大学等の改革の支援に関する調査研究 (2)学位の授与に必要な学習の成果の評価に関する調査研究
IV 業務運営の効率化に関する事項
V 財務内容の改善に関する事項
VI その他業務運営に関する重要事項



## 2. 骨子案

### I 政策体系における法人の位置付け及び役割

- 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構は、平成28年4月に大学評価・学位授与機構と国立大学財務・経営センターが統合し設立された。その後、国立大学等への施設費貸付・交付、認証評価、国立大学教育研究評価、国公立大学の教育情報の公開、これらの業務に関連する調査研究なども含め、高等教育に係る社会的要請の高い課題に果敢に取り組み、文部科学省の政策目標達成に欠くことのできない法人として高等教育の発展の一翼を担い続けている
- 機構に対しては、大学等の評価、施設費の貸付・交付事業等に加え、新たに大学の戦略的な経営判断促進に資する業務も行うことにより、大学改革を強力に支援していくことが望まれている
- 機構には国際的な質保証活動への積極的参画や国内外の高等教育制度や資格に関する情報等の収集・提供が期待されている
- 機構がこれまで行ってきた学位授与は、高等教育の多様化の発展とリカレント教育の拡充を支援するものとして期待されている

### II 中期目標期間 平成31年4月1日～平成36年3月31日

### III 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

セグメント	目標	具体的な取組例
1 大学の評価	我が国の大学等による教育研究活動等の質の維持向上に資するため、大学等の評価を行うとともに、認証評価における先導的役割を担うことにより、我が国の大学等における内部質保証の確立を多角的に支援する。また、様々な大学評価の実施主体として、効果的・効率的な評価システムを開発・実施する。	<ul style="list-style-type: none"><li>● 機構が行った認証評価の有効性、適切性について多面的な調査を行うことにより検証する。また、その検証結果を踏まえ評価システムの改善につなげる。</li><li>● 選択評価の実施、調査研究、国内外の質保証機関との連携等の取組により得られた成果等を活用して先進的な評価手法を開発し、説明会や研修等を通じ評価機関や大学等に積極的に提供する。</li><li>● 法科大学院に係る認証評価については、前中期目標期間に引き続き、政府における法曹養成制度改革の動向を踏まえ、運営費交付金負担割合の引き下げに努める。</li><li>● 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況に関する評価については、効率的かつ効果的に評価を実施できるよう、評価体制等を構築し、評価担当者の研修を実施する。評価の実施に当たっては、大学ポータルや認証評価のために整えた根拠資料・データ等を活用するなど、法人の作業負担の軽減に努める。</li></ul>

## 2. 骨子案

### Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

セグメント	目標	具体的な取組例
2 国立大学法人等の施設整備支援	<p>我が国の高等教育及び学術研究において中心的な役割を果たしている国立大学法人等の教育研究環境の整備充実を図るため、文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人等に対し、施設整備等に要する資金の貸付け及び交付等を行うとともに、国から承継した財産等の処理を着実に実施することにより、施設整備等の多様な財源による安定的な実施と教育研究環境の整備充実を支援する。</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 貸付けに当たっては、個々の国立大学法人等の収支状況に即した精度の高い審査を実施することにより償還確実性の確保に努め、大学附属病院の審査の際には、教育、研究及び診療に係る各機能の達成状況とそのバランス等を確認する。</li><li>● 交付対象事業の適正な実施の確保を図るため、交付先訪問調査を実施する。</li><li>● 交付事業継続のための財源確保に関し、文部科学省、国立大学法人等と連携を図りながら、必要な調査等を行う。</li><li>● 国から承継した旧国立学校特別会計の財政融資資金からの債務について、関係国立大学法人から納付される金銭を徴収し、承継債務の償還及び当該債務に係る利子の支払いを行う。</li></ul>
3 学位授与	<p>高等教育段階の多様な学習の成果が適切に評価される社会の実現を図るため、大学の卒業者又は大学院の修了者と同等の水準にあると認められる者に対して学位を授与する。また、生涯学習社会の実現やリカレント教育の推進に資するため、学位授与事業に関する情報を積極的に発信し、社会における理解の増進と高等教育学習者等への更なる周知に努める。</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 修得単位の審査、学修成果についての審査及び試験等を行い、学士の学位を授与する。その際、インターネットを利用した電子申請の推進など、申請者の利便性向上に取り組む。</li><li>● 機構が認定した省庁大学校の課程を修了した申請者に対し、単位修得と課程修了を審査するとともに、修士及び博士については申請論文の審査及び試験を行った上で、学士、修士又は博士の学位を授与する。</li><li>● 短期大学等に置かれた専攻科及び省庁大学校の課程の教育課程等について審査を行い、大学教育に相当する水準の教育を行っている専攻科及び課程を認定する。また、機構が授与する学位の水準を確保するため、認定した専攻科に対し、一定期間ごとに、その水準を維持しているか審査を行う。</li><li>● 学位授与の申請者等に適切な情報を提供するため、学位授与に関する申請書類等の内容の充実努める。</li></ul> <p>また、生涯学習に係る機関等とも連携し、パンフレットの配布や説明会の開催等を積極的に行うなど、社会における学位授与の制度等に対する理解の増進と高等教育学習者等への更なる周知に努める。</p>

## 2. 骨子案

### Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

セグメント	目標	具体的な取組例
4 質保証連携	<p>我が国の高等教育の発展に資するため、大学等や国内外の質保証機関等と連携し、調査研究や事業の成果等も活用して、高等教育の質保証に関する活動を行う。これにより、我が国の大学等の教育研究の質の一層の向上、国立大学法人の運営基盤の強化、高等教育の国際的な信頼性の確保、学位等高等教育資格の国際的通用性の確保を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 大学等における教育研究の質保証に関する情報等を収集、蓄積し、大学等が評価活動やIR(インスティテューショナル・リサーチ)活動等に活用できるよう提供する。</li><li>● 高等教育の段階における学習機会の多様化や生涯学習への展開に対応するため、大学等における各種の学習に関する情報を収集・整理し、提供する。</li><li>● 国立大学法人の財務に関係する情報収集、分析及び成果の提供を行うとともに、国立大学法人の教育研究情報や資源投入に関する情報について、大学等と協働して分析を行い、大学運営に資する指標など、これらの成果を提供する。</li><li>● 大学における教育情報の活用を支援し公表を促進するため、日本私立学校振興・共済事業団と連携して大学ポートレートを運用する。大学ポートレートへの参加大学数や大学による情報公表の状況、大学ポートレートウェブサイトへのアクセス状況及び利用者の意見の把握・分析等を通じてその効果を検証する。</li><li>● 我が国の学位等高等教育資格の国際的な通用性の確保及び諸外国との円滑な資格の承認に資する国内外の高等教育制度、質保証制度等に関する調査及び情報提供を行う。</li></ul>
5 調査研究	<p>我が国の高等教育の発展に資するため、機構の事業の基盤となる調査研究及び事業の検証に関する調査研究を行い、成果を事業に活用するとともに公表を通じて成果の社会への普及を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 過去に実施された大学等の教育研究活動等の評価実施の結果を分析し、効果的で効率的な評価の在り方を実証的に検証するとともに、国内外の政策状況等の進展に伴う要請に対応した、今後の我が国の大学等の質の保証及び維持・向上のための評価システムの在り方について研究を行う。</li><li>● 大学等の質保証を確立するために必要とされる情報の収集・整理・公表方法の検討及び教育研究活動に関する研究を行うとともに、大学及び評価機関等において情報を効果的に分析・活用するための利用環境に関する研究を行う。</li><li>● 学位の授与に必要な学習の体系的な構成と学習の成果の評価について理論的基底を踏まえて研究するとともに、学位等高等教育資格の国際的な互換性と公正な承認について学位授与業務を通じて蓄積された知見と実績を踏まえて研究する。</li><li>● 高等教育レベルの多様な学習の成果を、学位につながる単位として認定する方法を研究するとともに、機構の学位授与の現状及び社会的要請を把握し、実施状況を検討して、今後の学位授与の在り方を実証的に研究する。</li></ul>



## 3. 骨子案

### Ⅳ 業務運営の効率化に関する事項

- 業務量の変動に対応した組織体制の見直し等に引き続き取り組むことにより、経費等の合理化・効率化を図る。
- 透明性及び外部性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組む。
- 国家公務員の給与水準を十分考慮し検証を行い、適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。

### Ⅴ 財務内容の効率化に関する事項

- 運営費交付金債務を含めた財務に係る情報を把握し、機構長のリーダーシップの下、適切な予算配分等を行うことにより、効率的な予算執行に努める。なお、毎年の運営費交付金額の算定に向けては、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意する。
- 保有資産については、その保有の必要性について不断の見直しを図る。

### Ⅵ その他業務運営に関する重要事項

- 法令等を遵守し、機構のミッションや管理運営方針の役職員への周知徹底を図る。  
また、内部統制の機能状況について、内部監査、監事監査、自己点検・評価等により定期的に検証し、必要に応じて見直しを行う。
- 情報セキュリティポリシーを適時見直す。また、サイバーセキュリティ戦略本部が実施する監査の結果等を踏まえ、リスクを評価する。これらに基づき、情報セキュリティ対策を適切に推進する。
- 国立大学法人等の協力を得て計画的な人事交流等により幅広い人材を確保し適正に職員を配置し、必要な組織体制を柔軟に構築する。また研修等により職員の能力向上に努める。